

## 指定難病の医療費助成の有効期間延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、指定難病の医療費助成の有効期間を自動で1年延長します。  
この延長措置の対象となる受給者の令和2年度の更新申請の手続きは不要となります。

- ◆ 対象者：令和2年9月30日に受給者証の有効期間が満了する方
- ◆ 延長後の有効期間の満了日：令和3年9月30日

- ✓ 長崎県では、現在受給者の皆様がお持ちの受給者証を引き続き使用することとし、有効期間を延長した受給者証の再発行は行いません。
- ✓ 受給者証に記載している有効期間満了日の「令和2年9月30日」を「令和3年9月30日」に読み替えていただくことになります。
- ✓ 受給者証の記載事項等に変更がある場合（平成30年から令和元年にかけて所得が大きく減少した場合など）は、変更手続きを行ってください。  
※令和2年7月以降に受給者証の記載事項の変更に伴い新たに発行する受給者証の有効期間満了日は、「令和3年9月30日」とします。
- ✓ 延長措置に関する対応の詳細については、受給者の皆様にあてて個別に郵送する文書で改めてお知らせします。

<問合せ先>

長崎県福祉保健部国保・健康増進課（電話：095-895-2496）